

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目を重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先への助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じます。また、労務費の上昇に伴い取引価格の見直し要請があった場合には、申請内容を十分に吟味し協議に応じます。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

型所有権を明確にした上で型管理の適正化に取り組み、下請事業者に対して不要な型の廃棄又は返却を促進すると共に、量産終了後の型の無償保管要請は行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は内容を問わず全額現金で支払います。また、支払いサイトを30日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

取引により知り得た下請事業者の知的財産権やノウハウに関して、下請事業者の承諾を得ることなく利用しません。また知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

下請事業者の働き方改革に配慮しつつ、不利益となるような取引や要請は行わないように努め、やむを得ず、短納期または追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には負荷の影響を吟味し、増加分のコストを負担するよう努めます。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないようにし、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社の調達方針は、当社ホームページに掲載し、広く公開しています。また、下請事業者との取引について社内教育等で継続的に周知・啓発しています。

2023年9月26日

株式会社 新堀製作所

代表取締役社長 新堀 寛